

## 大阪市教育委員会 部活動指導員（会計年度任用職員）要綱

### 1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、部活動指導員（会計年度任用職員）（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 書類選考
- ② 面接

### 3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### 4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

#### 「勤務日数」

運動部活動は週 2 日以上、文化部活動は週 1 日以上の勤務とする。なお、同一週における勤務日数の上限は、平日は週 4 日、土曜日及び日曜日はいずれか 1 日とする。

#### 「勤務時間」

1 日の勤務時間の上限は、平日 3 時間、土曜日及び日曜日 4 時間（大会等への引率はこの限りではない）とし、月当たり 60 時間以内とする。